

凡 例

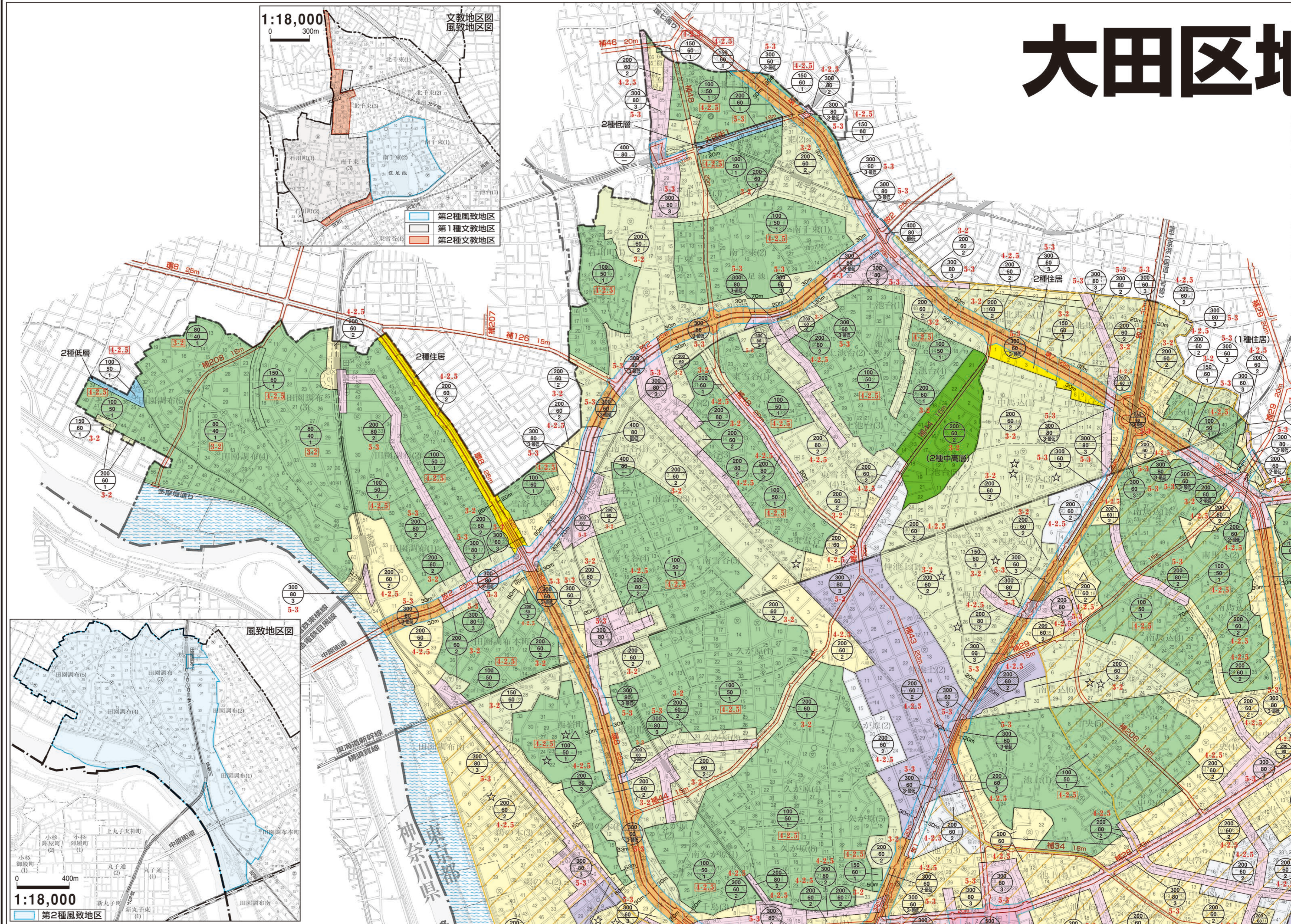
用途地域		第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
地域		特別工業地区
		工業地域
		工業専用地域
		工業専用地域
容積率・建ぺい率		容積率 (%) 建ぺい率 (%) 高度地区
		第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区 最低限高度地区 (7m)
高度地区		防火地域
		準防火地域 (市街化区域で防火地域以外はすべて準防火地域)
防火関係		東京都建築安全条例第7条の3に定める 新たな防火規制区域
		特別業務地区
特別業務地区		東京臨港地区
		大森ふるさとへの浜辺 特別緑地保全地区
保全地区		特別緑地保全地区
		南部流通業務地区
流通業務地区		生産緑地地区
		高度利用地区
生産緑地地区		市街化調整区域 この表示区域以外は、市街化区域です。
		東京都市計画道路

大田区地域地区図

●まちづくり情報閲覧システム「まちマップおおた」では、住所等を指定して各種情報の検索(縮尺1/2500)が可能です。
[まちマップおおた] <https://www2.wagmap.jp/oota/>



大田区地



日影規制時間

3-2	4-2.5	1.5m
5-3	4-2.5	4.0m

注) 1. 第1種・第2種低層住居専用地域内の建築物の高さの限度は、10mです。
2. 地域地区の指定が路線式の場合は、特に記載のあるものを除き、原則として道路(計画道路がある場合は計画道路)境界から20mです。

路線式図

	計画線
	計画線

都市計画道路のない場合 都市計画道路のある場合

※本図は概略図です。都市計画道路の詳細については、各担当部署にお問い合わせ下さい。

